

## 心身障害児童福祉手当及び重度心身障害者介助者手当の廃止について

### 1 背景と趣旨

心身障がい児童の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的として、心身障がい児童の保護者に心身障害児童福祉手当を支給しています。また、福祉の増進に寄与することを目的として、重度心身障がい者の介助者に重度心身障害者介助者手当を支給しています。障がい児及び障がい者が利用できる制度やサービスが少なかった当時の時代背景に鑑み、亀山市では本条例を制定し、保護者や介助者に対してこれらの手当を支給してきました。

現在におきましては、制度創設当時と比較すると、障害基礎年金、特別障害者手当等の給付のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）等の制定により、各種障害福祉サービス等が整備され充実しております。

このような経緯の中、平成22年度に実施された事業仕分け及び令和6年度に実施された事務事業点検の結果、本事業については、「不要」「事業の有効性が限定的であり、抜本的な見直しや改善が必要と認められる」と判定されています。

本条例につきましては、所期の目的を達成したものと考え、令和8年10月1日に条例の廃止を行うものです。

#### 【主な制度充実の経緯】

- |        |   |
|--------|---|
| 昭和60年  | 障害福祉年金から障害基礎年金へ制度移行による大幅な年金額の引上げ及び支給要件の改善   |
| 昭和61年  | 障害児福祉手当・特別障害者手当の整備による所得水準の引上げ   |
| 平成18年～ | 障害者自立支援法の施行による制度充実 <ul style="list-style-type: none"><li>・措置制度から支援費制度への本格的転換</li><li>・身体・知的・精神と分かれていた区分が一元化</li><li>・就労支援の強化</li></ul>                      |
| 平成25年～ | 障害者総合支援法・改正児童福祉法の施行による制度充実 <ul style="list-style-type: none"><li>・障害支援区分の創設</li><li>・重度訪問介護や共同生活援助の対象拡大</li><li>・難病の方も対象に加わる</li><li>・児童通所サービスの開始</li></ul> |

### 2 現在の手当等の実施状況

#### (1) 亀山市の制度の現状

(現行制度)

心身障害児童福祉手当 (2,000円/月)

令和6年度実績：約207万円(98人)

次に掲げる20歳未満の障がい児(者)の親に支給

- ・身体障害者手帳1級、2級又は3級取得者
- ・知的障害児又は知的障害者と判定された者で知能指数が50以下のもの(A1、A2、B1の一部)

重度心身障害者介助者手当(3,000円/月)

令和6年度実績：約1,606万円(509人)

次に掲げる20歳以上の障がい者と同居の家族に支給

- ・身体障害者手帳1級又は2級取得者
- ・知的障害者と判定された者で知能指数が35以下のもの（A1、A2、B1の一部）
- ・身体障害者手帳3級又は4級に該当し、かつ知的障害者と判定された者で知能指数が36以上50以下のもの（B1の一部）

(2) 県内他市の現状（参考：別紙1、別紙2）

三重県内で、本市同様に介助している方への手当を支給しているのは津市のみであり、20歳未満の障害児（者）の保護者へは月額7,000円、20歳以上の障がい者の介助者には月額3,000円を支給しています。

■津市の介助者等への手当制度（概要）

年齢区分	対象となる障がいの程度等	月額
20歳未満	身体障害者手帳1級から3級 療育手帳A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）	7,000円
20歳以上	身体障害者手帳1級（肢体・視覚） 療育手帳A1（最重度）、A2（重度）精神障害保健福祉手帳1級、要介護認定 要介護4、要介護5	3,000円

※特別障害者手当・障害児福祉手当の受給者や施設入所、課税など一部除外要件があります

また、類似の制度として、障がい児（者）を対象とした手当の支給については、県内で5市（四日市市、伊勢市、志摩市、熊野市、桑名市）となっており、月額700円程度から2,000円を支給しています。

■県内5市の障がい者を対象とした手当制度の概要

自治体名	対象となる障がいの程度等	月額
四日市市	身体障害者手帳1,2級 療育手帳A 精神障害保健福祉手帳1級	児：2,000円 者：1,000円（非課税世帯）
伊勢市	身体障害者手帳1級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	2,000円
志摩市	身体障害者手帳1,2,3級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1,2級	（年額） 課税世帯：8,000円 非課税世帯：12,000円
熊野市	65歳以上在宅老人（5か月寝たきり） 知的障害者（児） 知能指数が35以下 身体障害者手帳1級 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上	2,000円
桑名市	①身体障害者手帳1級、療育手帳A、B1、 精神障害者保健福祉手帳1,2級 ②身体障害者手帳2級 ③身体障害者手帳3,4級、療育手帳B2、 精神障害者保健福祉手帳3級	①2,000円 ②1,500円 ③700円

### (3) 国による類似手当等の現状

- ・特別障害者手当

対象者：精神又は身体に著しく重度の障がいをもつため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者

- ・障害児福祉手当

対象者：精神又は身体に重度の障がいをもつため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者（扶養義務者等の所得により支給停止になる場合があります）

- ・特別児童扶養手当

対象者：20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母等（扶養義務者等の所得により支給停止になる場合があります）

## 3 条例廃止後のスケジュールと受給者への影響

---

令和8年	3月下旬	廃止条例の公布
	9月30日まで	住民への周知期間
	10月1日	廃止条例の施行
令和9年	3月31日	経過措置終了※

※ 廃止条例の施行日である令和8年10月1日の前日までに認定された受給者については、令和8年度後期（令和9年3月31日支払）分の手当については支給を行います。

## 4 介助者手当等の廃止に伴い実施する新たな障がい者支援

---

障がい福祉に関する諸制度の整備・拡大が図られてきたことから、これまで支給してきた心身障害児福祉手当及び重度心身障害者介助者手当については一定の役割を果たしたものと考え、周知等に要する期間を勘案し、施行を半年後の令和8年10月、支給の終了を令和9年3月末とします。

これに伴い、今後は、直接的な支援は諸制度に基づく支援を基本としながら、地域で暮らす障がい者やその家族等に対して、相談窓口の役割を強化し福祉サービスを利用するための援助や生活力を高めるための支援を行うほか、皆が障がい者に対する理解を深めながら、障がい者を取りまく課題や状況に沿った幅広い施策を推進することとし、以下の取組を進めます。

### ■令和8年度における新たな取組

#### ◎地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、緊急時の対応や施設、病院等からの地域移行の推進を担う機能をもつ事業者のネットワークや仕組み等を整備します。対応を行った障害福祉サービス事業者には通常の障害福祉サービスに加算を行います。

（概算事業費）

約95万円（自立支援給付費に含む）

計画相談への加算

$7,000円 \times 29人 \times 4回 = 812,000円$

短期入所事業所への加算

$1,000円 \times 29人 \times 4回 = 116,000円$

※市内対象候補29名、年に4回の対応を想定

◎障がい者の地域での活動促進及び見守り体制の強化

障がい者の創作的活動や社会との交流の促進等を図るための場づくりと、障がい者サポーターなど地域で障がい者やその家族を見守る体制の強化を検討します。

(概算事業費)

約161万円（亀山市協働事業に含む）

障がい者サポーター養成講座等	6回
受講登録証費	
チラシ作成費	
動画作成料など	105万円
地域活動支援センター委託料	56万円

■令和9年度以降の実施を検討している取組

◎障がい者における「親なき後」への支援体制の整備

保護者等と生活する在宅の障がい者等が、保護者等が元気なうちから将来の暮らしを想定し準備できるよう、専門家等への相談及び関係機関との連携の仕組みを整備します。

親なき後に備えて、心配や困りごとについて共に考え共に学ぶ、支援の輪を広げる体制づくりを始めます。

心身障害児童福祉手当支給事業【三重県内他市状況】

別紙1

	対象者	支給額
亀山市	次に掲げる3歳以上20歳未満の障がい者の親に支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級、2級又は3級取得者</li> <li>・知的障害児又は知的障害者と判定された者で知能指数が50以下のもの(A1、A2、B1の一部)</li> </ul> ※下記事項に該当するときは、支給されない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格者が対象児童の監護を著しく怠ったとき。</li> <li>・対象児童が治療又は養育のため、規則で定める施設に入所したとき</li> </ul>	2,000円/月(児童) 毎年9月と3月に6か月分ずつ支給
津市	身体又は知的に障がいのある3歳以上20歳未満の児童を在宅で養育している保護者に支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級から3級</li> <li>・療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)</li> </ul> ※下記事項に該当するときは、支給されない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児福祉手当の支給を受けているとき(所得制限で支給停止の方も含みます)</li> <li>・肢体不自由児施設その他これに類する施設に入所しているとき</li> </ul>	7,000円/月 毎年4月、8月、12月に支給
四日市市	保護者に対しては実施していないが、本人(20歳未満)に対して以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1・2級</li> <li>・療育手帳A</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級</li> </ul> ※下記事項に該当するときは、支給されない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所</li> <li>・生活保護の受給</li> </ul>	2,000円/月
伊勢市	障がい児のみを対象とした手当制度はなく、障がい者等を対象とする給付金の制度に含まれている。	-
志摩市	障がい児のみを対象とした手当制度はなく、障がい者等を対象とする給付金の制度に含まれている。	-
熊野市	障がい児のみを対象とした手当制度はなく、障がい者等を対象とする手当の制度に含まれている。	-
桑名市	障がい児のみを対象とした手当制度はなく、障がい者等を対象とする手当の制度に含まれている。	-

重度心身障がい者介助者手当支給事業【三重県内他市状況】

別紙2

	対象者	支給額
亀山市	<p>市内に住所を有する20歳以上の重度心身障害者(下記)の日常生活を介助する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1,2級の方</li> <li>・療育手帳Aの一部(IQ35以下)の方</li> <li>・身体障害者手帳3,4級かつ療育手帳A,B(IQ50以下)の方</li> </ul> <p>※下記事項に該当するときは、支給されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格者が対象障害者の介助を著しく怠ったとき。</li> <li>・対象障害者が治療、訓練等のため、病院に入院したとき、又は施設に入所したとき。</li> </ul>	3,000円/月
津市	<p>下記の要件を満たす20歳以上の者と同一の生活を営み障がい者等の常時介護を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級(肢体・視覚) ・療育手帳A1(最重度),A2(重度)</li> <li>・精神障害保健福祉手帳1級 ・要介護認定 要介護4,要介護5</li> </ul> <p>※下記事項に該当するときは、支給されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害者手当又は経過的福祉手当を受給しているとき</li> <li>・障がい福祉施設などに入所又は病院に入院しているとき</li> <li>・介護者が障がいを有したとき</li> <li>・所得税課税世帯</li> </ul>	3,000円/月 毎年3月に年度分を支給
四日市市	<p>介助者に対しては実施していないが、本人に対して以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1,2級</li> <li>・療育手帳A</li> <li>・精神障害保健福祉手帳1級</li> </ul> <p>※下記事項に該当するときは、支給されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設に入所している方、65歳以上の方</li> <li>・重度障害者又は配偶者若しくは扶養義務者のいずれかが市民税均等割が賦課されている場合</li> </ul>	1,000円/月
伊勢市	<p>介助者に対しては実施していないが、本人に対して以下のとおり</p> <p>住民税非課税世帯に属し手帳を所持する在宅障がい者で次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級 ・療育手帳程度A ・精神障害者保健福祉手帳1級</li> </ul> <p>※下記事項に該当するときは、支給されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護4又は要介護5の認定を受けた者であって、伊勢市介護用品支給事業の対象者</li> <li>・伊勢市重度心身障害者紙おむつ等支給事業の対象者</li> </ul>	年2回(9, 3月) 1回につき 12,000円
志摩市	<p>介助者に対しては実施していないが、本人に対して以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1,2,3級</li> <li>・療育手帳A</li> <li>・精神1,2級</li> </ul>	課税世帯8000円/年額 非課税12000円/年額
熊野市	<p>介助者に対しては実施していないが、本人に対して以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満65歳以上の在宅老人で5か月以上寝たきりの状態にある者</li> <li>・知的障害者(児)は知能指数が35以下の者</li> <li>・身体障害者(児) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)第5に定める1級に該当する者で身体障害者手帳の交付を受けた者</li> <li>・重度認知症者 要介護認定における主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上の者</li> </ul>	予算の範囲内で市長の定める額 (現在2,000円/月)
桑名市	<p>介助者に対しては実施していないが、本人に対して以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①身体障害者手帳1級、療育手帳A,B1、精神障害者保健福祉手帳1,2級</li> <li>②身体障害者手帳2級</li> <li>③身体障害者手帳3,4級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級</li> </ul>	①2,000円/月 ②1,500円/月 ③700円/月